

S.F.A.通信 第29号

(和歌山県漁業士連絡協議会報)

令和3年8月

発行：和歌山県漁業士連絡協議会

S.F.A. (=Senior Fishery Adviser、漁業士)

漁業士

将来の中核的漁業者として期待される漁業者や、優れた漁業経営を行い指導的役割を果たしている漁業者をそれぞれ「青年漁業士」、「指導漁業士」と県が認定し、現在109名(令和3年4月)の漁業士が地域産業の担い手として活躍しています。

和歌山県漁業士連絡協議会

漁業士相互の交流や資質向上、連絡調整を目的に平成元年に発足した和歌山県内の漁業士で構成される組織です。

年1回の総会のほか、他県漁業士との交流会、魚食普及活動、部会単位での会合などを通じて、お互いの情報交換や親睦を図っています。

～令和3年度和歌山県漁業士連絡協議会通常総会～

今年度の通常総会は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年のように会員の皆様に集まっていたくのではなく、昨年度と同様に書面で開催するという形になりました。令和3年7月31日(土)、事前に会員の皆様に提案しておりました令和2年度の事業報告と令和3年度の事業計画(案)、役員の変更(案)について、過半数を越える承認の意思表示をいただきました。この度はやむを得ない書面開催にご協力いただき、誠にありがとうございました。

和歌山県漁業士連絡協議会 新役員

役職	氏名	所属漁協	漁業種類
会長	塩谷 昇	紀州日高漁協	まき網
副会長	濱本 浩	和歌山南漁協	一本釣り
監事	小浦 裕司	加太漁協	一本釣り
会計	山崎 晃	和歌山東漁協	一本釣り
理事	榎本 睦也	和歌山南漁協	一本釣り
理事	尾崎 勇介	湯浅湾漁協	底曳き網
理事	松村 美保	紀州日高漁協	まき網

(任期：令和3年8月1日～令和5年7月31日まで)

～漁業士認定～

令和2年度は、4名の方が漁業士に認定されました。

青年漁業士

福本 一真さん（和歌浦漁協）

尾崎 俊樹さん（湯浅湾漁協）

赤井 勝也さん（湯浅湾漁協）

指導漁業士

塩谷 美幸さん（紀州日高漁協）



▲認定証の授与（左が塩谷さん）

～知事感謝状～

指導漁業士として永年にわたりご活躍された3名の方々に對し、知事から感謝状が贈呈されました。

知事感謝状贈呈者

橋中 宣章さん（有田箕島漁協）

吉田 春雄さん（由良町漁協）

白井 健次さん（比井崎漁協）



▲感謝状の授与（左から順に吉田さん、白井さん）

～漁民の森の補植活動～

令和3年3月23日（火）に串本町田並上において漁民の森の補植を実施しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、役員のみで実施し、ヤマザクラやイロハモミジ、ヤマモモなど20本とセンダンを10本、計30本の植樹を行いました。植樹後、獣害防止筒を苗木にかぶせ支柱を使ってしっかりと固定しました。



▲植樹作業の風景

◆◆◆部会情報◆◆◆

～～まき網部会～～

令和3年3月にまき網部会の総会を書面にて開催しました。第1号議案令和2年度部会活動報告、第2号議案令和3年度部会活動計画について、それぞれ賛成多数で承認可決されました。第1号議案は、昨年度の魚食普及活動の実施状況についての報告で、第2号議案は、今年度の魚食普及活動や視察研修、役員の変更についての計画となっております。

お問い合わせ先 和歌山県漁業士連絡協議会事務局
和歌山県漁業協同組合連合会 浦崎・横濱・岩崎
TEL 073-431-5101 FAX 073-422-1137
E-mail wk-shido@wkyoren.jf-net.ne.jp

◆◆◆ われら漁業士 ◆◆◆

～仲間と取組む漁業を次世代へ～

有田箕島漁業協同組合

青年漁業士 南村吉彦

平成31年2月に青年漁業士に認定されました、有田箕島漁業協同組合所属の南村吉彦です。底びき網漁業を営んでおり、平成14年から船に乗っているので、今年で20年目になります。漁師である父からの影響で、小学生の時には自分も将来は漁師になりたいと思い、高校卒業を待たずして父の船に乗ることを決意しました。漁師の仕事は面白く、働けば働いた分だけ収入が得られるのが魅力ですが、それだけでなく最近では担い手の育成にもやりがいを感じています。私自身30代後半ですが、より若い世代の育成に力を入れたいと考えており、以前は大阪府出身の乗組員を5年間指導し、現在は有田市外から20代前半の乗組員を迎え、1人前の漁師になってもらえるよう海上での漁労作業や陸上での網仕事などを教えているところです。将来的には本人が望めば独立のサポートもしたいと考えていますし、結果として地域の漁師が増えれば良いなと思っています。

このほか、漁業士になってからは有田地区部会でも活動しており、部会が独自に行っている小学校での水産教室や地域外での水産物販売を通して、魚食普及や漁業振興に取り組んでいます。また、昨年オープンした漁協直営の産直施設「浜のうたせ」へも積極的に出荷しており、県内外の方に箕島や和歌山県の水産物をPRしていければと考えています。コロナ禍における魚価の低迷や水産資源の減少などにより、現在の漁業は厳しい状況にありますが、今後も和歌山県漁業士連絡協議会の皆さんと共に頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



先輩漁業者の声

宇久井漁業協同組合

東 信義

元指導漁業士で、宇久井漁業協同組合所属の東信義です。私は16歳から父の後を継いで漁師になり、以来ケンケン釣り（ひき縄）によるカツオ漁、イセエビ刺網漁を主に営んでいます。ケンケン釣りの漁期は主に2月から6月までで、紀伊半島南岸の沖合一帯が漁場です。このケンケン釣りの漁場は広く、またカツオやマグロ類は泳ぐスピードも速いため、魚がどこにいるのか見極めるのは難しいですが、潮の流れを読み、収集した情報と経験から漁場を予想し、思ったとおりに魚が釣れた時は面白く、漁師として一番やりがいのある瞬間です。

また地域活動として毎年、地元の中学生に漁業や魚の食べ方についての講義を行う漁業学習の講師を務めています。内容としては地元で行われている各漁法（一本釣り、定置網、棒受網、はえ縄など）の仕組みについてや、その日水揚げされた魚を直接見せて種類や特徴、食べ方について説明するといったものです。最近は家庭で1匹丸々の魚を扱う機会が減ってきており、『魚離れ』が進んでいると言われることもありますが、こうした活動を通じて特に若い世代が魚や漁業に興味をもってくれればと思っています。

高齢化が進み、担い手不足が常に叫ばれている漁業界ですが、ここ最近は若い人が少しずつ増えてきている実感もあります。そうした人には是非、漁業士会などのお互いに顔の見える場所に参加し、地区や漁法の垣根を越えて交流や情報交換をして欲しいと思います。そうすることでお互いの技術や知識も向上し、ひいては漁業全体の活性化にもつながると思います。私も引き続き後進の育成につとめていきますので、今後ともよろしく願います。



ヒジキ人工種苗を用いた増殖 ―姫ひじき復活へ向けて―

東牟婁振興局 松尾普及指導員

串本町姫地区で生産されるヒジキは、柔らかでコシのある食感から「姫ひじき」の名で知られる和歌山県産ヒジキのトップブランドです。県内のみならず全国から注文が入るこの姫ひじきですが、令和元年から姫地区のヒジキの生育状況は急速に悪化しています。令和2年には従来4トン前後で推移していたヒジキの水揚量は687kgまで減少。そして令和3年も引き続き生育環境は芳しくなく、姫地区の漁業者でつくる姫ひじき採捕組合では今漁期の禁漁を決めました。この不漁の原因は完全には解明されていませんが、地球温暖化や黒潮蛇行に伴う暖水塊の滞留による高水温が影響している可能性が考えられました。

これまで姫ひじき採捕組合では磯掃除や刈り残しによる資源保護を進め、ヒジキ資源を大切にしてきましたが、この危機を打破するため、より積極的な増殖手法として人工種苗を用いた増殖に取り組むことにしました。

人工種苗による増殖は水産試験場が開発した手法で、漁場から採取したヒジキ母藻から受精卵を得て、糸糸を多数接着したレンガブロックでできた基質（図1）の上に着生させたのちに水槽で育苗、それを基質ごと磯に水中ボンドを用いて固定し移植するものです。移植した人工種苗は周囲に子株を広げる親株として機能します。

令和3年5月28日、ヒジキの成熟を見計らって人工種苗の元となるヒジキ母藻を採取し、レンガ基質を敷き詰めた採卵用水槽に投入しました。卵は目では見えない大きさのため基質にちゃんと着生したかどうか心配でしたが、1か月ほどで目に見える大きさまで成長しました（図2）。今後、この人工種苗を姫の磯に移植し、生育状況を引き続きモニタリングしていく予定です。これらの活動が実り、姫の磯に再びヒジキ漁場が復活できるよう姫地区の漁業者と一緒に取り組んでいきます。



図1 使用したレンガブロック



図2 成長したヒジキの芽

新型コロナウイルス感染症に係る 誹謗中傷等は許しません！！

和歌山県においても、新型コロナウイルスに対する不安やおそれから、感染者やその家族、医療従事者などへのデマや誹謗中傷等が発生しており、このようなことは決して許さないとの思いから、令和2年12月24日に「新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を施行しました。

相談例

- ・感染拡大地域へ遊びに行き、新型コロナウイルス感染症に感染したというデマがインターネット上で流された
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した従業員がお店で働いているというデマが流された
- ・感染拡大地域の知人と会ったことで、周りから近寄るなどと言われた
- ・上司から、新型コロナワクチン接種をしないのであれば仕事をやめるように言われた

誹謗中傷等が発生した場合の県の取組

- ・誹謗中傷にあわれた人と誹謗中傷等を行った人の双方から聞き取りをし、内容や状況を把握
- ・誹謗中傷等を行った人に対し、誹謗中傷等を行わないことやインターネット上に投稿した情報の削除を指導
- ・県の指導に従わない場合には、勧告

県民及び事業者の皆さんへ

- ・感染者やその家族、医療従事者はもちろんのこと、病気や障害等によりマスクの着用や新型コロナウイルスワクチン接種ができない人等に対して誹謗中傷等を行うことは、いかなる理由でも許されません！
- ・懲役などの刑事罰や被害者からの損害賠償請求のおそれがあり、被害者のみならず、行った人自身の人生も変えてしまいます
- ・不確かな情報や根拠のない噂に惑わされず、行政の正しい情報に基づき、誹謗中傷等を行わないよう、人権に配慮した行動をお願いします
- ・誹謗中傷等に悩まれている場合には、一人で悩まず、ご相談ください

コロナ誹謗中傷

新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷は犯罪です。

それ **犯罪** です

名を名乗ってその行為ができますか？

無名なデマや誹謗中傷に対して、県は、止めるよう指導します。誹謗中傷は、懲役や罰金などの刑事罰が科されるだけでなく、被害者から損害賠償を請求されることもあります。

例えば...

- ・「○○店ではコロナに感染した従業員が働いている」といった書き込みやうわさをすれば、名誉毀謗（3年以下の懲役、罰金、50万円以下の罰金）
- ・「未知な感染源をばらまいているから、○○施設はクラスターが発生した」と虚偽の情報を流せば、信用毀損罪（3年以下の懲役、50万円以下の罰金）
- ・「○○店に働いている従業員はコロナに感染している」とデマを流して、従業員を解雇すれば、解雇権濫用罪（3年以下の懲役、50万円以下の罰金）
- ・「クラスターになった『○○施設』はコロナから発生してやる」とインターネット上に書き込み、虚偽の情報を流せば、威力高知妨害罪（3年以下の懲役、50万円以下の罰金）
- ・「コロナで感染した人の名前を公表する」とインターネット上に書き込みをすれば、プライバシー（3年以下の懲役、50万円以下の罰金）

いかなる場合もありません

その行為 あなたの人生も狂わせます！

和歌山県

【コロナ差別相談ダイヤル（県人権政策課）】

TEL 073-441-2563 FAX 073-433-4540

※（公財）和歌山県人権啓発センターや各振興局総務県民課でも相談できます

【お問い合わせ先】

和歌山県人権政策課

TEL 073-441-2561

FAX 073-433-4540

